

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>第1 はじめに</p> <p>宮崎県立看護大学は、平成9年に開学し、平成29年度からは、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）として、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指している。</p> <p>法人設立後、第1期の中期目標及び中期計画の達成に向け、理事長及び学長のリーダーシップの下、様々な点を改善しながら、法人運営に取り組み、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</p> <p>本県においては、急速な高齢化や新たな感染症への対応、さらには特定行為をはじめとする専門性の高い看護職員の育成など、医療の現場を支える人材の確保と資質の向上が急務となっている。こうした本県の保健・医療・福祉に関する様々な課題に対し、地域に根ざす大学として県民の期待に応えていく必要がある。</p> <p>そこで、理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のとおり重点目標を定め、それを含む第2期中期目標を法人に指示する。</p> <p>（重点目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学生の県内就職率の向上及び県内の看護職員の専門性向上を図るための取組を推進し、県内の看護人材の養成・確保を図る。 2 大学が持つ研究成果の還元や人的資源の活用等 	<p>第1 はじめに</p> <p>宮崎県立看護大学は「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」を目指して公立大学法人化以降、第1期中期目標・中期計画に沿ってPDCAサイクルを適切に機能させ、教育・研究の質の向上、地域貢献の活性化を図ってきた。</p> <p>第2期中期計画においては、引き続き理事長及び学長のリーダーシップの下、自主的・自律的な大学運営に努めながら、第1期の目標の達成に向けて効果的であった取組を継続・発展させるとともに、情報技術の進展など社会情勢の大きな変化も見据え、専門性の高い看護職者の育成、さらなる地域課題の解決及び大学の発展に資する取組を推進することとしている。</p> <p>なお、今回新たに第2期中期目標で示された重点目標については、以下の方向性で取組を進めていく。</p> <p>第2期中期目標の重点目標達成のための方向性</p> <p>重点目標1（学生の県内就職率の向上及び県内の看護人材の育成・確保）について</p> <p>1-①</p> <p>学生の県内就職率50%以上達成を目指し、入試広報活動に積極的に取り組むほか、本県の看護職者として活躍したいという意欲的な学生を確保するための入学者選抜方法の検討と改善、県内医療機関や同窓会等と連携した細やかな就職支援等を行う。</p>	<p>令和5年度計画</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>による地域貢献活動を推進する。</p> <p>3 教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、優秀な人材の確保・育成を図る。</p>	<p>1-②</p> <p>県内の看護職者の専門性の向上を図るために、教育方法について大学院や看護研究・研修センターにおいて検討し、看護の質を向上させる活動を展開し得る人材を育成する。</p> <p>重点目標2（研究成果の還元や地域貢献活動の推進）について</p> <p>他大学との連携について検討し、研究の活性化を図り、学術研究及び地域社会の健康課題やニーズを踏まえ、地域の関係者と協働した実践研究を推進する。さらに、これらの研究成果をホームページや公開講座等で地域に還元していくとともにマスメディアを活用し情報を発信していく。また、県内の保健・医療・福祉に関する施策展開のために、大学が有する専門的知識や技術・人材を積極的に活用し、地域貢献活動を推進していく。</p> <p>重点目標3（優秀な人材の育成・確保）について</p> <p>教育研究活動の質の向上を図るために、教育研究環境を整備し、適正な教職員の配置を行うことにより、資質の高い教員を育成・確保する。</p> <p>また、教員・職員の専門性の向上を図り、教職協働を促進させることにより安定的な法人運営を行う。</p>	
<p><基本的な方向></p> <p>1 質の高い教育の実施</p> <p>看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に</p>		

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。</p> <p>2 研究の活性化 時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。</p> <p>3 地域社会への貢献 医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。</p> <p>4 効率的かつ効果的な法人運営 社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。</p>		
<p>第2 中期目標の期間等</p> <p>1 中期目標の期間 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで</p>		
<p>2 数値目標 県及び医療機関と連携及び協力し、県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合をいう。第3の1（4）ア③において同じ。）50%以上を達成する。 ※ 平成29年度～令和3年度の県内就職率の平均は44.5%</p>		
<p>3 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、別科助産専攻、看護研究・研修センター及び附属図書館を置く。</p>		

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育の内容と成果</p> <p>ア 学部</p> <p>①</p> <p>看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、科学的根拠に基づく優れた状況対応能力と、高度な実践力を身に付け、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育の内容と成果</p> <p>ア 学部</p> <p>①</p> <p>ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）の達成を目指し、教養教育と専門教育が連動した体系的な教育を実施するとともに、授業評価等を活用し教育課程の点検・評価を継続的に行い、教育課程の改善を行う。</p> <p>②</p> <p>シラバス（各授業科目の詳細な授業計画）等を整備・活用して学生の主体的な学修を促進するとともに、科学的な思考力と実践力を育むための教育内容・方法について継続的な改善を図る。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育の内容と成果</p> <p>ア 学部</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体系的な教育課程について、効果的なガイダンスを行うとともに、新入生に対する導入教育を強化する。 ○ 教務委員会を中心に分野・領域間の連携を推進し、新カリキュラムの点検・充実を図る。 ○ 授業評価アンケートの回収率向上を図り、教員各自の授業改善のための活用を推進する。また、自己評価の低い項目に対しては組織的な改善策を検討する。 ○ アセスメント・ポリシーを踏まえ、ディプロマ・ポリシーの達成を見据えた中間評価である「2年間の学びに関するアンケート」及び卒業時の到達目標に対する自己評価である「4年間の学びに関するアンケート」を行う。 ○ 「卒業生の能力に関する満足度」調査について検討し、調査の準備を行う。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の主体的な学修姿勢の形成を促進するため、シラバスの充実を図るとともに、組織的な点検体制を確立する。 ○ 学生の学習意欲や科学的思考を育む教育内容や方法の工夫を各分野間・領域が連携して行うとともに、各科目では適切な評価規準（観点）・評価基準（尺度）を用いた成績評価を行う。

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
	<p>③ 学生の地域課題への理解を促進し、地域の求める人材を育成するとともに、長期的ビジョンに立った看護職者としてのキャリア形成ができるようキャリア教育の充実を図る。</p> <p>④ 国際的視野を身につけるため、教育・海外研修を通して異文化理解を醸成する。</p>	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨地実習において、体験を通じた学びが深まるように医療機関や行政機関との連携を深めるとともに、大学教員と施設の看護職が協働し、指導体制を充実できるようにする。 ○ 地域包括ケアなど地域特性や地域課題が学習できる実習施設を増やしていく ○ 教務委員会、学生委員会及び就職対策委員会等が連携し、学年進行に合わせたキャリア教育を行う。 <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年生を対象に異文化理解学習への導入を行い、看護学生にとっての異文化理解の意義や本学の異文化理解教育の全体像を理解させる。 ○ 開講科目に、異文化理解の促進につながる学修内容を盛り込む。 ○ 海外学生との交流を通して、生活に関する表象像の広がり、自己と他者の違いへの気づき（考え方、感覚）、相手の思いを知るとはどのようなことかの視点から、学んだり、考えたりがよりできるように、交流内容の検討や海外留学の事前学習について検討する。 ○ 海外学生との交流を行った学生の経験が他の学生に共有できる機会をつくる。
<p>イ 大学院</p> <p>① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>① ディプロマ・ポリシーの達成を目指し、専門科目と共通科目が連動した体系的な教育の実施や、教育課程の継続的な評価・見直し等を行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに開講した科目の授業評価を分析し、科目の課題、科目間の連動について検討を行う。 ○ 新カリキュラムで修了する院生に対して、カリキュラムや研究指導に対するアンケート調査もしくは聞き取り調査を実施する。 ○ リカレント教育について他大学院の状況を把握するとと

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
		<p>もに、オープンキャンパス参加者などにニーズ調査を行う。</p> <p>○ 九州内にある他大学院のカリキュラム調査を行い、単位互換についての可能性を検討する。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>①</p> <p>生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>①</p> <p>ディプロマ・ポリシーの達成を目指し、基礎的知識と実践が連動した体系的な教育を実施するとともに、教育課程の継続的な評価・見直しを行う。</p> <p>②</p> <p>地域志向のカリキュラムにより地域への愛着を育み、県内就職につながる実習の教育体制等を構築する。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>①</p> <p>教員及び学生による授業評価の結果を全教員で共有し、教育内容・方法の改善に活用する。また、基礎と実践が連動した教育ができるよう、教材の検討を行う。</p> <p>②</p> <p>○ 前期実習は宮崎県内3か所の基幹病院、後期実習は基幹病院と連携している1次診療所・病院・助産院・市役所の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療の重要性を学び、県内就職への動機づけを行う。</p> <p>○ 県内で活躍する助産師や産科医師に講義を依頼し、宮崎県が抱える周産期の課題や問題点について考える機会を設ける。</p>
<p>(2)教育の実施体制</p> <p>①</p> <p>教育組織及び教育環境を充実・強化する。</p>	<p>(2)教育の実施体制</p> <p>①</p> <p>効果的な教育が実施できるよう、教員組織の編成方針等を見直し、教員の適正配置を行う。また、今後、社会情勢の変化に伴い必要となる専門性を有する教員を確保するために、柔軟な採用方法を検討する。さらに大学設置基準の改正に伴い、学内の諸規程等について必要に応じて改正を行い、教育環境の改善を図る。</p> <p>②</p> <p>大学の課題やニーズを適切に把握し、FD(ファカルティ・ディベロップメント:教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組)、SD(ス</p>	<p>(2)教育の実施体制</p> <p>①</p> <p>○ 大学設置基準の改正に則して、人事関連の諸規定を見直し修正する。</p> <p>○ 今後強化が必要な専門性を保有する教員の確保方策を検討し、併せて教員組織を見直す。</p> <p>②</p> <p>組織的なFD・SD活動を推進し、教職員の能力開発を支援するとともに、FD・SDが一体化した研修を企画する。また、他の高等教育機関の取組について情報収集し、連携について</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
	<p>タッフ・ディベロップメント：教員及び職員が教育研究活動等を適切に運営するための能力・資質を向上させる取組）それぞれの充実を図るとともに、FD・SDが一体化した研修を企画する。また、他の高等教育機関との連携についても検討する。</p>	<p>検討する。</p>
	<p>③ 学生が看護実践者、看護学教育者及び看護学研究者を目指す意識を高めるような教育・指導方法及び教育活動についての適切な評価方法について改善を図るとともに、大学院教育に必要な教育研究環境の整備や新たな教育システムなどの検討を計画的に行う。</p>	<p>③ ○ 大学院の教育・指導方法に関して、研修会を行い、指導力の向上につなげる。 ○ 大学院の教育研究環境に関して、教員、学生から広く意見を聴取し、整備に向けて検討する。 ○ 大学院生と教員からの授業評価の内容から課題を見出し、改善するとともに、評価方法についても見直しを行う。</p>
	<p>④ 危機管理対応をしながら、短期留学生の受け入れや学生の海外留学等の国際交流について、状況に応じた体制のあり方を見直し、継続的な実施に努める。</p>	<p>④ ○ 国内・海外での新型コロナウイルス感染症の収束状況等に応じ、短期海外派遣奨学金プログラム、短期海外研修プログラム、留学生受け入れプログラムの催行を検討する。 ○ プログラム催行に向け派遣学生に対する安全面・健康面での対策を確立する。催行ができる場合には、十分な対策を図り実施する。 ○ オンラインでの学生交流を実施する。</p>
	<p>⑤ 教育・学習・研究環境の維持・向上のため、必要な館内環境（施設・設備・備品・図書等）の点検評価、改善及び多様化する利用者ニーズを反映した弾力的な図書館の運営のあり方について検討する。</p>	<p>⑤ ○ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じ図書館の一般利用のルール・入館ゲートの設定を調整する。 ○ 令和3年度のシステム移行の評価を行う。 ○ 利用者のニーズ・費用対効果、ILL利用状況から電子ジャーナルを含めた雑誌購入について検討を行う。 ○ 司書・教職員・学生によるテーマ別展示を定期的実施する。 ○ 図書館スタッフ（司書・学生アルバイト）の配置に関わる</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。</p>	<p>⑥ 教員の意欲向上や能力開発及び適正な業務配分につながるよう教員評価のあり方について検討を行う。</p>	<p>課題の改善に向けた検討を行う。</p> <p>⑥ 教員評価項目の見直しや評価結果のフィードバックの方法など教員評価のあり方について検討を行う。</p>
<p>(3)学生の確保 ア 学部 ① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針をいう。以下同じ。）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p>	<p>(3)学生の確保 ア 学部 ① 大学が期待する入学者像や選抜基準を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページ等で広報するとともに、オープンキャンパスを実施し、授業や大学生活等大学の魅力を積極的に広報する。 また、入試に関する広報については、入試説明会・進路相談会・高校訪問など望ましい入試広報の形態を検討しながら、引き続き広報活動を積極的に行う。</p>	<p>(3)学生の確保 ア 学部 ① ○ 大学のアドミッション・ポリシーの周知のために、大学案内「キャンパスガイドブック」、広報誌「看護大からこんにちは」の内容を見直していく。 ○ 大学案内等を高校や関係機関に送付するとともに、ホームページでアドミッション・ポリシーを周知する。 ○ オープンキャンパスを実施し、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。県内外の新型コロナウイルス感染症の状況によって、実施形式を適切に判断する。 ○ 入学者選抜方針について、公表のあり方の課題を踏まえ、改善する。 ○ 令和4年度の入試広報の実績と課題を踏まえ、効果的な入試広報計画を立て、実施する。</p>
<p>② 本県の看護職者として活躍したいという意欲的な学生を確保するため、県内高等学校等との連携を図るとともに、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>② 意欲的な学生を確保するため、県内高等学校等と連携し、看護職や大学の教育内容を情報提供する取組を実施する。また、社会の変化や現行の入試制度における入学後の学修上の課題等を捉え、選抜方法等の継続的な改善を図る。</p>	<p>② ○ 県内高等学校を年間15校以上訪問し、模擬講義・各種進学相談会・高校訪問などを通して入試広報・情報交換等を行う。 ○ 早い段階で看護学と本学の魅力を伝えるための県内高校生を対象とした新たな取組について検討する。 ○ アドミッション・ポリシーに関わる入学時アセスメント・ポリシーに基づき、それぞれの入試区分における選抜方法の課題を見出し、改善に向けた検討を行う。 ○ 学校推薦型選抜（一般推薦）によって県内就職への意欲を</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
		<p>持った入学生が確保できているか調査を行い、入試制度の課題改善に向けて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域推薦入試の目的に合った受験生を確保するため、自治体・高校の実状を把握し、入試制度の課題改善に向けて検討する。 ○ 学校推薦型選抜（一般推薦）による入学生への入学前オリエンテーションの実施について検討を行う。 ○ 1～2年生の成績分析をもとに、学校推薦型選抜による入学生を対象とした入学前教育の方針を検討する。
<p>イ 大学院</p> <p>①</p> <p>高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>①</p> <p>高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するために、研究科のアドミッション・ポリシーや特色、教育内容を、複数の広報媒体を活用して、様々な機会を利用して情報提供するとともに、学部生の大学院進学意識の向上を図る。</p>	<p>イ 大学院</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究科のアドミッション・ポリシーや教育の特徴について、リーフレット、キャンパスガイドブック、ホームページの内容を更新し、広報を行う。 ○ これまでのオープンキャンパスの内容を検討し、院生確保につなげる。 ○ 学部生向けの大学院進学の説明会を開催する。
<p>②</p> <p>優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>②</p> <p>優れた看護実践能力を持つ多様な人材確保のため、同窓会や実習施設等と連携し、現役看護職に対する情報提供等を行い、社会人受け入れ制度について広く周知するとともに、社会の変化やニーズを的確に把握し、入試方法や入学定員の見直しを行う。</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会人を受け入れる上での入試の内容などについて他大学院の状況を調査する。 ○ 学部からの大学院への入学に向けて、入試の内容の検討・実施を行う。 ○ 前期・後期課程の定員に関して、他大学の状況を調査し、本学の実態をもとに、定員の見直しも視野に入れた検討を行う。
<p>ウ 別科</p> <p>①</p> <p>県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや</p>	<p>ウ 別科</p> <p>①</p> <p>大学が期待する入学者像を分かりやすく示した大学案内等を作成し、ホームページに掲載するととも</p>	<p>ウ 別科</p> <p>①</p> <p>本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで周知するほか、オープンキャンパスの実施により、</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p>	<p>に、県内医療機関や看護師養成所、大学学部生等への情報提供を行う。</p>	<p>本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。</p>
<p>② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>② 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、学内進学者を対象とした入試方法の評価を行い、学部の優秀な学生を確保する。また、社会人看護師の推薦基準の見直しを行い、特別入試を実施する。</p>	<p>② ○ 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠に関する検討を行った上で、特別入試を行う。 ○ 学部の優秀な学生を確保するため、学内進学者を対象とした入試方法の評価・検討を行う。</p>
<p>(4)学生支援 ア 学部 ① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p>	<p>(4)学生支援 ア 学部 ① 学生の学修や健康管理、生活に関する相談・指導を行うための体制や支援内容を充実・強化する。</p>	<p>(4)学生支援 ア 学部 ①-1 学生生活実態調査及び学生支援アンケート調査を行い、学生に必要な支援内容を検討し実施に繋げる。 ①-2 学年顧問を中心とした学生支援体制、支援のあり方の評価を行い、必要に応じて見直しを行う。 ①-3 ○ 保健室看護師と外部カウンセラー間で共有された学生相談に係る情報から、学生支援の方向性を定める。 ○ メンタルサポート教員と保健室看護師間で、定例情報交換会を継続して開催し、学生相談室の利用状況を共有するとともに、関係部署との連携が図れるよう調整する。 ○ 学年顧問を統括する学生委員長と保健室看護師間で、学生の保健室利用状況を月に1回確認し、関係部署と共有するとともに、連携した支援が可能となるよう調整する。 ①-4 新型コロナウイルス感染症の影響下における学生生活の実態を適切に把握し、奨学金等学生支援を行うなど学びの継続を支援する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
		<p>①-5 入学式後から行われる新入生オリエンテーションや各種ガイダンスの流れを整理し、新入生に対し、学生生活への移行が円滑に行われるように支援する。</p> <p>②-1 新入生オリエンテーションを実施し、新入生と在学生との主体的な参加・交流が促進されるよう在学生が行う企画・運営を支援する。</p> <p>②-2 学生の課外活動（自治会、大学祭、サークル、ボランティア、学年間の交流企画等）に関して、必要な指導・支援を継続する。</p> <p>②-3 学業成績優秀者や課外活動等において優秀な成績を修めた学生を表彰する「学生表彰制度」について、候補者募集の案内や制度の周知を積極的に行うことで、制度の有効活用を図り、学生の自主的活動への意欲向上に繋げる。</p>
<p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p>	<p>③ 学生の国家試験受験に対する意識付けを早期から行う。また、就職対策委員会、学年顧問、卒業研究担当教員、就職情報・相談室及び事務局との連携を強化し、全学的な学生への就職関連及び進学情報の提供や指導・助言の充実を図る。</p>	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3年生を対象に国家試験対策講座等を行い、国家試験受験を意識づける。 ○ 看護師国家試験対策連携体制に基づき、就職対策委員会と学年顧問や卒業研究担当教員が連携しながら、国家試験対策を効果的に推進し、合格率100%を目指す。 ○ 小論文対策講座について、前年度のアンケートを参考に、一斉講義の他、個別指導講座を4月から実施する。実施後の満足度について調査を行い評価する。 ○ 模擬面接については、昨年度の学生アンケート結果を分析し、効率化を図る。 ○ 1年生から4年生まで一貫した就職に関するガイダンスができるよう内容を検討する。

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>③</p> <p>県及び医療機関と連携及び協力し、県内就職率50%以上を達成するため、学生に対する支援に重点的に取り組むとともに、卒業生に対するUターン支援を推進する。</p>	<p>④</p> <p>県及び医療機関と連携・協力して、県内就職を更に促進するための効果的な方法について検討する。県内医療機関等の情報提供や就職説明会については改善を加え実施する。</p> <p>また、県外に就職した卒業生に対して、引き続き同窓会等と連携し、Uターンに関する情報の整備及び情報発信や相談体制のさらなる充実を図る。</p>	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内医療機関合同就職説明会を開催し、合わせて県内医療機関等との情報交換会を実施する。その結果を基に次年度の開催時期と内容を検討する。また、県内の医療機関については低学年にも情報を提供する。 ○ 県内就職を促進するために県内医療機関との個別面談の機会を設ける。 ○ 4年生の就職活動報告会について、アンケート結果を参考に、開催時期及び内容を検討する。県の医療政策課・看護協会からの講演も引き続き行い、県内就職に向けての意識をさらに高める。 ○ 卒業生の看護実践を知る会について、時期と内容を検討し実施する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、県内医療機関バスツアーを実施し、学生に県内医療機関の立地や設備、医療機関の理念等に直接触れる機会を設ける。 ○ 入試区分と県内就職率の推移について、引き続きデータを蓄積し、分析結果から得た傾向をもとに就職支援について検討する。 ○ 県内医療機関の奨学金制度について情報を集約したうえで、学年顧問を通じて、全学生に周知する。 ○ ホームページに設置したオンライン就職相談申込フォームからの相談に対し、適切に情報提供を行う。 ○ オンライン就職相談等の卒業後のUターン支援の広報については、同窓会と連携する。 ○ 卒業前にUターン支援体制について、本学の就職情報相談室や看護協会、ナースセンターの活用について説明する機会を設ける。

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
イ 大学院 ① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。	イ 大学院 ① 学生との意見交換等を通じ、学修や生活に関する課題やニーズを把握し、必要な支援を行う。	イ 大学院 ① 学生の学修・生活に関する課題やニーズを聴取し、必要な支援を行う。
② 学生がより良い進路を実現でき、県内就職にも繋がるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。	② 学生のキャリア形成や就職について対応できるような支援体制の整備・充実を図る。	② 国家試験対策として、模擬試験の状況で個別指導を含め支援を行う。また、就職に関して、就職の情報提供など就職相談室を活用しながら個々への支援を行う。
③ 修了生が高度な看護学の創造性・専門性を備え、それらを発揮できるよう修了後も支援する。	③ 修了後の相談・支援環境を整えるとともに、研修会の開催や情報提供等を行う。	③ 修了生に対する研修会の開催及び情報提供を行うほか、修了生の支援環境を整えるため、修了する学生への調査を行う。
ウ 別科 ① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。	ウ 別科 ① 学生の学修や健康管理、生活に関する相談・指導を行うための体制や支援内容を充実・強化する。	ウ 別科 ① アドバイザー制を継続して行い、学修や健康管理、生活、就職に関する相談・指導体制を強化する。また、アドバイザーを中心に県内就職に向けた支援も充実・強化する。
② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。	② 学生の自主的活動(ボランティア等)の活性化を図るため、必要な指導・支援を行う。	② ピアカウンセリング活動など、学生の自主的活動の活性化を図るための支援を行う。また、助産師主体で行われるイベント活動などに自主的に参加できるよう情報提供やサポートを行う。
③ 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。	③ 国家試験対策として、個別指導や模擬試験等の支援を充実させる。	③ 国家試験対策委員の学生と連携をとりながら模擬試験を5回程度実施する。模擬試験の結果を参考に国家試験対策セミナーを開催し、弱点科目の強化を図り、合格率100%を目指す。
	④ 助産師として長期的ビジョンに立ったキャリア形成ができるようキャリア教育を充実する。	④ 助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)を新人助産師のキャリア開発に活用し、能力向上への動機づけとなるよう教

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>③ 県内就職率（別科修了生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合をいう。）の向上を図るため、学生や修了生に対する支援に重点的に取り組む。</p>	<p>⑤ 県内医療機関等の情報提供や相談体制の充実を図り、県内定着を促進するとともに、県内就職者のフォローアップ体制を構築する。また、社会人入試により入学した学生には、受験の際に推薦された県内施設への再就職を支援し、一次分娩施設を始めとする県内の産科医療機関への就職を支援する。</p>	<p>育内容の充実を図る。</p> <p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習の機会が十分に確保できなかったため、新卒～3年目程度の県内就職者を対象に、助産師のクリニカルリーダー指標を活用したフォローアップ研修を実施する。 ○ 学生に対し県内産科医療機関に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。また、社会人推薦入試枠で入学した学生について、在学中に適宜推薦病院に状況を報告し、全員の再就職を支援する。 ○ 県内で活躍する助産師や産科医師へ講義を依頼し、宮崎県が抱える周産期の課題や問題点について考える機会を設ける。
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うために国内外教員・研究者との共同研究や交流を推進する。また、研究水準の向上を図るために、研究時間の確保、研究環境の整備等の検討を行う。</p> <p>② 県、市町村、医療機関、関係団体、他大学等との連携・協働を進め、地域社会の健康課題やニーズを踏まえた実践研究を実施する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究の水準及び成果</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインで参加可能なものも含めて国際学会の情報を収集し、教員に周知する。 ○ 国際学会での発表や海外教員・研究者との共同研究を支援する取り組みについて検討を行う。 ○ 海外での学会発表の支援について検討する。 ○ 年1回以上、学外の講師を招いて研究集談会を行う。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、市町村、医療機関、関係団体、他大学等と地域の健康課題解決に向けた意見交換を行い、連携して取り組む体制づくりを進め、共同研究等を行う。 ○ 看護研究・研修センターは、地域の健康課題に関わる研修会の開催や教員と県関係課等との橋渡しを担い、地域貢献

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
		等研究推進事業等を活用した実践研究へ繋がるよう支援する。
<p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p>	<p>③ 科学研究費助成事業などの外部資金が獲得できるよう情報収集に努め、教員に提供するとともに、申請に対する支援体制を充実させる。</p>	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費助成事業などの外部資金が獲得できるよう、情報提供及び研修会を行い、その他支援について検討、実施する。 ○ 学内・学外との共同研究の推進、研究の活性化に向け、研究集談会を行う。
<p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p>	<p>④ 学内の研究成果物を、積極的にリポジトリ（大学における教育・研究の成果を系統的に整理したインターネット上の保管庫）やホームページといった電子媒体等で発信する。また、学術関係者だけでなく、県民や医療従事者が活用しやすい方法を取り入れる。</p>	<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リポジトリへの登録呼びかけを積極的に行うとともに、リポジトリのページを分かりやすく改善する。 ○ リポジトリや J-Stage を活用して研究紀要に掲載されている論文を広く公開するとともに、投稿規程の充実及び査読規程を示し、研究紀要の質向上を図る。
<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p>	<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 大学として重点的に取り組む研究や先進的研究については、優先的に研究助成を行うなど積極的に支援する。</p> <p>② それぞれの専門分野の研究を推進・発展させるために、研究支援体制を整える。</p>	<p>(2) 研究の実施体制</p> <p>① 「重点研究・教育事業制度」について、採択者に、制度に対する意見を調査し、制度の改善に向けた検討を行う。</p> <p>② 「若手・大学院奨励研究事業制度」について、採択者に、制度に対する意見を調査し、制度の改善に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若手教員を対象とした学習会の開催支援、中堅以上の教員の参加呼びかけを行い、中堅・若手教員の研究の活性化を図る。
<p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底</p>	<p>③ 研究倫理に関するガイドラインや学内規程を周知するとともに、研究倫理に関する審査体制を継続的</p>	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づくよう、審査体制を継続的に検証・見直し、指針

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
する。	に検証し、必要に応じて見直す。	に沿った審査を行う。 ○ 本学の研究者及び大学院生が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理研修を実施する。
3 地域貢献に関する目標 (1) 地域社会との連携 ① 県内の大学や自治体、関係機関等と連携した教育・研究・地域貢献活動を実施し、研究成果の還元や人的資源の活用を図る。	3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 地域社会との連携 ① 看護研究・研修センターが中心となって、大学の研究シーズを効果的に利活用し、県、市町村、医療機関、関係団体、他大学等と連携を図りながら地域の課題解決に資する取組を活性化させる。	3 地域貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 地域社会との連携 ① ○ 研究シーズの効果的な情報発信を行い、県、市町村、医療機関、関係団体、他大学等との連携・共同による事業を行う。 ○ 地域貢献等研究推進事業（県民連携事業、官学連携事業）を円滑に実施する。
(2) 県内看護職者の専門性向上 ① 県内医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、リカレント教育の場として、看護職者の専門性向上の取組を推進する。	(2) 県内看護職者の専門性向上 ① 県内医療機関や看護職者等のニーズおよび人材育成上の課題を踏まえ、看護職者に対するリカレント教育の機会の拡充や教育プログラムの充実を図る。 ② 資格認定看護師教育、特定行為研修、訪問看護師育成等の推進に関し、県や関係機関と協力し、ニーズを踏まえた取組を行う。	(2) 県内看護職者の専門性向上 ① ○ 県内の認定看護師教育課程及び特定行為研修制度に関するニーズや課題を把握し、それに基づいた対応を行う。 ○ 地域貢献等研究推進事業（地域看護職等連携事業）、保健師の力育成事業、地域志向の看護力育成等、看護職者の専門性向上に繋がる取組を円滑に実施する。 ② ○ 感染管理認定看護師教育課程の円滑な運営を図る。また、特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育制度B課程に関し、ニーズや課題を踏まえながら、令和9年度以降の計画について、県をはじめとする関係機関との協議を行う。 ○ 新任期訪問看護師育成及び訪問看護師の特定行為研修制度受講推進のための調査や研修を行う。
(3) 県・市町村の政策への寄与 ① 公共性・公益性を有する県立の「知の拠点」とし	(3) 県・市町村の政策への寄与 ① 県立の教育研究機関として県民ニーズや県・市町	(3) 県・市町村の政策への寄与 ① 教育・研究・地域貢献活動を通し、県民ニーズや県・市町村

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>て、県・市町村の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、保健・医療・福祉分野に関する県・市町村の政策へ寄与する。</p>	<p>村の政策課題の把握に努め、保健・医療・福祉に関する施策展開に貢献するよう、大学が有する専門的知識や技術・人材等の活用を活性化させる。</p>	<p>の政策や課題の把握に努め、看護政策の形成や施策推進に協力する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p data-bbox="69 188 651 220">第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p data-bbox="69 320 483 352">1 運営体制の改善に関する目標</p> <p data-bbox="69 405 716 564">① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となって効率的かつ効果的な法人運営を行う。</p> <p data-bbox="69 584 716 743">② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p data-bbox="69 762 716 874">③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、適正な運営を行う。</p>	<p data-bbox="741 188 1379 268">第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="741 320 1379 395">1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="741 405 1379 564">① 教員及び事務局職員が、それぞれの専門性を生かしつつ一体となって効率的かつ効果的な法人運営に取り組む。</p> <p data-bbox="741 584 1379 743">② 理事や経営審議会委員、教育研究審議会委員、学内の委員会委員に外部の有識者や専門家等を登用し、学外者の意見を法人運営に適切に反映させる。</p> <p data-bbox="741 762 1379 959">③ 監事監査に加え、内部監査を実施するなど、業務運営や会計処理の適法性及び妥当性を検証、評価するとともに、日常的な業務チェック体制の充実を図り、内部統制システムの向上に努める。</p>	<p data-bbox="1406 188 2170 268">第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="1406 320 2096 352">1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="1406 405 2170 517">① 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。</p> <p data-bbox="1406 584 2170 695">② 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。</p> <p data-bbox="1406 762 2170 922">③ 公的研究費について、リスクを考慮して効率的・効果的な監査を行うとともに、予算の執行及び会計の適性を期するため月次の決算について内部監査を実施する。</p>
<p data-bbox="69 970 651 1002">2 人事の適正管理及び人材育成に関する目標</p> <p data-bbox="69 1102 716 1262">① 教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、優秀な人材の確保と育成に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</p>	<p data-bbox="741 970 1379 1050">2 人事の適正管理及び人材育成に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="741 1102 1379 1433">① 大学の教育研究活動を活性化するために、豊かな知識と研究能力を有する資質の高い人材を育成・確保するとともに、教育研究及び学生支援における教職協働を促進させ、教育研究活動の一層の質の向上を図る。また、適切なマネジメント体制を維持するとともに、人事のあり方について不断の見直しを行う。</p>	<p data-bbox="1406 970 2170 1050">2 人事の適正管理及び人材育成に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="1406 1102 2170 1385">①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1420 1145 2170 1225">○ 教員の教育研究活動の実態を把握し、働き方改革（労務管理）に添うよう人事管理の在り方を見直す。 <li data-bbox="1420 1228 2170 1308">○ 教員の教育研究活動を活性化するために、研究時間の確保と研究環境の改善を図る。 <li data-bbox="1420 1311 2170 1391">○ 教職員の業務における協働の実態を把握し、一層の協働を推進する方策を講じる。

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
	<p>② 事務局職員については、専門的知見の蓄積・共有を図るとともに、将来の運営を見据えた専門的知識を有する職員の採用について検討し、また、県からの派遣職員等の適正な配置を行う。</p>	<p>② 職員配置等における現状課題の情報共有に努めるとともに、プロパー職員や設置自治体からの派遣職員の状況について他大学の状況調査や情報収集を通し、将来の職員配置の方向性を検討する。</p>
	<p>③ 業務の実態を踏まえ、効率的・効果的な教育研究が行えるよう新たな非常勤職員の配置を検討する。</p>	<p>③ 教職員の業務実態を把握し、専任を必要とする業務と現行の業務の補完・強化を必要とする業務を洗い出し、専任職員や非常勤職員の確保方策を検討する。</p>
<p>② 教育・研究活動の質の向上を図るため、学内・学外の研修の実施、それらへの参加などの取組を推進する。</p>	<p>④ 教員の教育研究活動を活性化するために、教員評価や学内研究助成などの支援制度を適正に運用する。また、教員及び事務局職員の業務に関連する学内外の研修への積極的な参加や職種に応じた効果的な研修を実施することにより、専門性の向上及び円滑な業務の推進を図る。</p>	<p>④ 現行の教員評価の目的、方法について見直すとともに、教職員の専門性を向上させるため、必要な研修等への参加を推進する。</p>
<p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p>	<p>⑤ 事務局職員に対する定期的なヒアリング等により業務の進捗状況を確認・評価し、それらを踏まえた指導・助言を行うことで、職員の能力伸張と業務効率の向上を図る。</p>	<p>⑤ 県派遣職員については定期的なヒアリングや県が実施する人事評価制度等を活用しながら、業務の進捗状況の確認・評価を行うとともに、指導助言等を通し職員の能力向上を図る。また、再雇用職員の業績評価のあり方についても検討を行う。</p>
<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標</p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学の課題やニーズに対応するため、事務組織の継続的な見直しを行うとともに、業務委託等の活用により、事務処理の効率化・合理化を行う。</p>	<p>3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 業務の円滑化を図るための事務分掌の見直しを行うとともに、ルーチン業務の非常勤職員の活用やコミュニケーションツール (Teams 等) により情報の共有化を図ることで事務処理の効率化・合理化を行う。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>第5 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 入学者の確保に取り組むとともに、学生の経済状況に応じた学生納付金の分割納付等柔軟な対応による滞納防止に取り組むことにより、学生納付金の確保を図る。また、その他の自己収入の確保についても検討する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 授業料の口座振替日前に、学生・保護者へ事前通知を行うことで振替不能を防ぐとともに、経済的な事情により一括納付が困難な学生については、分割納付や徴収猶予等の制度を利用してもらうことで、授業料の確実な確保に努める。</p>
<p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を整備する。</p>	<p>② 科学研究費助成事業や団体・企業との共同研究等の外部資金に関する情報収集や周知、申請手続等を支援する。</p>	<p>② 科学研究費助成事業やその他の外部資金に関して適宜情報提供を行うとともに、申請書類について事務的チェックを行う等、申請手続のサポートを行う。</p>
<p>2 経費の効率的執行に関する目標</p> <p>① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。</p>	<p>2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 支出経費の必要性や費用対効果の検証を行い、より一層の効率化や調達方法の改善等に努め、経費の抑制を図る。</p>	<p>2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 効率化を図るため、改善につながる取組みの実施を促し、事務処理の簡素化・合理化を図る。</p>
<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標</p> <p>① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。</p>	<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 定期的な点検により施設・設備等の状態を常に把</p>	<p>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 長寿命化計画に基づく施設整備を計画的に実施する。また、</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
	<p>握し、長寿命化計画に基づく計画的な整備改修により施設等の適正な管理を行うとともに、大学運営に支障のない範囲で施設の一般利用を促進し、地域社会に貢献する。</p>	<p>講義室等の教室については、大学運営に支障のない範囲で、公共利用等に貸し出す。</p>
<p>② 資金は安全かつ効率的に管理する。</p>	<p>② 資金の状況を把握し適正な管理を行い、効果的・効率的な活用を図る。</p>	<p>② 資金管理を行い、効率的な活用を行う。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標</p> <p>① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。</p>	<p>第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 中期目標・中期計画・年度計画の進捗状況や取組結果等について、自己点検や地方独立行政法人評価委員会による外部評価を毎年度行うとともに、それらの結果に基づき、組織体制の見直しや、業務執行方法の改善に取り組む。</p>	<p>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置</p> <p>① ○ 「令和4年度計画」及び「第1期中期目標期間における業務実績」について自己点検を実施し、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受けるとともに、評価結果を学内で共有し、課題について改善に取り組む。 ○ 大学機関別認証評価での指摘事項について改善に取り組む。</p>
<p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p>	<p>② 自己点検及び外部評価の結果・改善策等については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>② 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。</p>
<p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人の経営状況等、法令に基づき公表する情報に加え、大学の教育研究活動等の成果及び地域貢献の取組等をホームページ等で積極的に公表するとともに、発信する情報の内容や情報を利活用する対象に応じ、有効な広報媒体を活用して、効率的かつ効果的な広報活動を行う。</p>	<p>2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>① ○ 本学の教育研究及び地域貢献への取組に関する情報について、ホームページで最新の情報を随時迅速に公開する。 ○ ホームページの運用ルール及びウェブアクセシビリティについて遵守した広報を行う。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p data-bbox="69 188 568 217">第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p data-bbox="69 316 488 344">1 大学の安全管理に関する目標</p> <p data-bbox="69 443 719 603">① 安全・安心な教育研究環境を確保するとともに、地域貢献を踏まえた危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</p>	<p data-bbox="741 188 1375 256">第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="741 316 1375 384">1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="741 443 1375 730">① 防災事業計画及び防災マニュアルを適宜見直し、これに基づく施設の安全対策や防災教育訓練を計画的に実施し、安全・安心な教育研究環境を確保するとともに、指定避難所の運営支援など地域社会との連携策について関係機関等と協議を行いながら進めていく。</p> <p data-bbox="741 746 1375 943">② 労働安全衛生法等に基づき、学内における安全衛生管理を総合的かつ効果的に実施するため、課題把握及びそれに基づく予防対策の実施、並びに、課題発生時の対応体制の整備等を図る。</p>	<p data-bbox="1406 188 2159 256">第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="1406 316 2096 344">1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p data-bbox="1406 443 2159 687">① ○ 防災事業計画に基づき、施設の安全対策や防災教育訓練を計画的に実施するとともに、それらの結果を踏まえ、必要に応じて防災マニュアルを見直す。 ○ 地域の関係者（県、市、自治会等）と連携・協議し、指定避難所等の環境（機材、備蓄等）の整備を図る。</p> <p data-bbox="1406 746 2159 1034">② ○ 長時間労働の状況を把握し、希望に応じて産業医による面談を行うことで健康障害の防止に努める。 ○ 健康診断の受診及びその後のフォローにより教職員の健康管理を促進する。 ○ ストレスチェックの結果等を活用し、本学の労働安全衛生上の課題把握を行う。</p>
<p data-bbox="69 1134 719 1246">② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p data-bbox="741 1134 1375 1374">③ 大学が定める情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準について、評価と改善・改良に取り組む。また、個人情報保護を含めた情報セキュリティに関する研修等の定期的な実施により、大学全体の意識啓発を推進する。</p>	<p data-bbox="1406 1134 2159 1326">③ 情報セキュリティ対策を実施し、必要に応じその改善・改良に取り組むとともに、職員及び学生を対象に情報セキュリティポリシーの周知を図り、情報セキュリティに関する研修を実施する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	令和5年度計画
<p>2 人権の尊重に関する目標</p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないよう、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 人権意識の向上を図るため、学生・教職員等を対象にしたハラスメント防止等の研修等啓発活動を実施するとともに、ハラスメント相談窓口について学生・教職員へ周知を図る。</p>	<p>2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 年度当初のガイダンスにおいて、学生に対しハラスメント委員会作成の資料を基に説明を行うとともに、相談窓口等について周知を行う。また、教職員を対象にハラスメント等の人権研修を年1回実施する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 学生・教職員に対し、定期的に法令遵守に関する研修や啓発を行う。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 交通違反事例の紹介など法令遵守の意識を高める取組を実施するとともに、大学に外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。</p>